

議案第 5 号

職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(地域手当) 第 9 条の 2 (略) 2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>1 0 0 分の 1 6</u>を乗じて得た額とする。 (住居手当) 第 9 条の 3 住居手当は、<u>自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 1 6, 0 0 0 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市規則で定める職員を除く。）</u>に支給する。 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額<u>（その額に 1 0 0 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</u>に相当する額とする。	(地域手当) 第 9 条の 2 (略) 2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>1 0 0 分の 1 5</u>を乗じて得た額とする。 (住居手当) 第 9 条の 3 住居手当は、<u>次に掲げる職員</u>に支給する。 (1) <u>自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 1 6, 0 0 0 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市規則で定める職員を除く。）</u> (2) <u>その所有に係る住宅（市規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。）に居住している職員で世帯主である者</u> 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) <u>前項第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額に 1 0 0 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</u>

(1)・(2) (略)	ア・イ (略)
3 (略)	(2) 前項第2号に掲げる職員 2, 0 0 0 円 3 (略)

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

職員給料表

単位 円

職員の区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	150, 100	198, 500	234, 400	266, 000	290, 700	319, 200	362, 900	408, 100
	2	151, 200	200, 300	236, 000	267, 700	292, 900	321, 400	365, 500	410, 500
	3	152, 400	202, 100	237, 500	269, 200	295, 000	323, 700	367, 900	413, 000
	4	153, 500	203, 900	239, 000	271, 000	297, 000	325, 900	370, 500	415, 400
	5	154, 600	205, 400	240, 300	272, 700	298, 800	328, 100	372, 400	417, 300
	6	155, 700	207, 200	241, 900	274, 500	300, 800	330, 100	374, 900	419, 600
	7	156, 800	209, 000	243, 400	276, 300	302, 600	332, 300	377, 200	421, 700
	8	157, 900	210, 800	244, 900	278, 300	304, 200	334, 500	379, 700	423, 900
	9	158, 900	212, 400	246, 000	280, 200	306, 100	336, 400	382, 100	425, 900
	10	160, 300	214, 200	247, 500	282, 200	308, 400	338, 600	384, 800	428, 000
	11	161, 600	216, 000	249, 000	284, 100	310, 600	340, 600	387, 400	430, 100
	12	162, 900	217, 800	250, 300	286, 000	312, 900	342, 800	390, 100	432, 200
	13	164, 100	219, 200	251, 800	287, 900	315, 000	344, 600	392, 500	433, 900
	14	165, 600	221, 000	253, 000	289, 700	317, 100	346, 600	394, 800	435, 700
	15	167, 100	222, 700	254, 300	291, 200	319, 300	348, 600	397, 000	437, 700
	16	168, 700	224, 500	255, 500	292, 600	321, 400	350, 600	399, 400	439, 700
	17	169, 800	226, 100	256, 800	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200	441, 600
	18	171, 200	227, 800	258, 200	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200	443, 400
	19	172, 600	229, 400	259, 600	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100	445, 200
	20	174, 000	230, 900	261, 100	300, 500	329, 300	358, 000	406, 900	446, 900
	21	175, 300	232, 200	262, 700	302, 400	331, 000	359, 900	408, 800	448, 700
	22	177, 800	233, 800	264, 400	304, 500	333, 100	361, 800	410, 600	450, 200
	23	180, 300	235, 400	266, 000	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400	451, 600
	24	182, 800	236, 900	267, 600	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300	453, 100
	25	185, 200	237, 900	269, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100	454, 500

26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	

59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300	
60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600	
61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900	
62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100		
63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400		
64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700		
65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000		
66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300		
67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600		
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900		
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100		
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400		
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700		
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000		
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200		
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500		
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800		
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000		
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200		
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500		
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800		
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000		
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200		
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500		
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800		
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000		
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200		
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300			
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600			
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800			
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000			
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300			
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600			

92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800			
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000			
94		294, 900	342, 600					
95		295, 200	343, 100					
96		295, 600	343, 500					
97		295, 800	343, 700					
98		296, 100	344, 100					
99		296, 500	344, 500					
100		296, 900	344, 800					
101		297, 100	345, 100					
102		297, 400	345, 500					
103		297, 800	345, 900					
104		298, 100	346, 300					
105		298, 300	346, 800					
106		298, 600	347, 200					
107		299, 000	347, 600					
108		299, 300	348, 000					
109		299, 500	348, 500					
110		299, 900	348, 900					
111		300, 300	349, 200					
112		300, 600	349, 500					
113		300, 800	350, 000					
114		301, 000						
115		301, 300						
116		301, 700						
117		301, 900						
118		302, 100						
119		302, 400						
120		302, 700						
121		303, 100						
122		303, 300						
123		303, 600						
124		303, 900						

	125		304, 200						
定年前再任用短時間勤務職員		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900

第2条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																				
（通勤手当） 第10条（略） 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)（略） (2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</u>（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） <table border="1"> <tr> <th>職員の区分</th><th>通勤手当の月額</th></tr> <tr> <td>自動車等の使用距離（以下「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員</td><td>2, 000円</td></tr> <tr> <td>使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員</td><td>4, 200円</td></tr> <tr> <td>使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員</td><td>7, 100円</td></tr> <tr> <td>使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員</td><td>10, 000円</td></tr> <tr> <td>使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員</td><td>12, 900円</td></tr> <tr> <td>使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員</td><td>15, 800円</td></tr> <tr> <td>使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員</td><td>18, 700円</td></tr> <tr> <td>使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員</td><td>21, 600円</td></tr> <tr> <td>使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未</td><td>24, 400円</td></tr> </table>	職員の区分	通勤手当の月額	自動車等の使用距離（以下「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員	2, 000円	使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4, 200円	使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7, 100円	使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10, 000円	使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12, 900円	使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15, 800円	使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18, 700円	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21, 600円	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未	24, 400円	（通勤手当） 第10条（略） 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)（略） (2) 前項第2号に掲げる職員 <u>自動車等の使用距離が片道3キロメートル未満である職員にあつては2, 000円、その他の職員にあつては2, 000円に自動車等の使用距離が片道2キロメートルを超える距離1キロメートルを加えるごとに550円を加算した額</u>（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
職員の区分	通勤手当の月額																				
自動車等の使用距離（以下「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員	2, 000円																				
使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4, 200円																				
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7, 100円																				
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10, 000円																				
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12, 900円																				
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15, 800円																				
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18, 700円																				
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21, 600円																				
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未	24, 400円																				

満である職員	
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

(3) (略)
3～6 (略)
附 則

(3) (略)
3～6 (略)
附 則

5 第10条第1項第2号に掲げる職員のうち、次の表の左欄に掲げるものの通勤手当の月額は、当分の間、同条第2項第2号の規定にかかわらず、同表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

職員の区分	通勤手当の月額
自動車等の使用距離（以下「使用距離」という。）が片道5キロメートル以上6キロメートル未満である職員	4,500円
使用距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満である職員	5,200円
使用距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満である職員	5,900円
使用距離が片道10キロメートル以上12キロメートル未満である職員	7,000円
使用距離が片道15キロメートル以上16キロメートル未満である職員	9,600円
使用距離が片道16キロメートル以上17キロメートル未満である職員	9,850円
使用距離が片道20キロメートル以上22キロメートル未満である職員	12,650円

6 第10条第1項第3号に掲げる職員のうち、前項の表の左欄に掲げるものに対する同条第2項第3号の規定の適用については、同号中「前号に掲げる」とあるのは、「附則第5項に規定する」と読み替えるものとする。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和59年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																																					
(特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) <u>(4)・(5)</u> (略) (支給の範囲) 第3条 特殊勤務手当は、次の各号に定める職員に対して支給する。 (1)～(3) (略) <u>(4)・(5)</u> (略) (支給の方法) 第5条 特殊勤務手当は、<u>別表に定める業務に従事した翌月の給料支給定日に支給する。</u>	(特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 保健業務手当</u> <u>(5)・(6)</u> (略) (支給の範囲) 第3条 特殊勤務手当は、次の各号に定める職員に対して支給する。 (1)～(3) (略) <u>(4) 社会福祉に関する指導監督を行う職員及び現業に従事した職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年条例第5号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）を除く。）</u> <u>(5) 保健師、看護師、保育士及び栄養士の職で、その職に該当する業務に従事した職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）</u> <u>(6)・(7)</u> (略) (支給の方法) 第5条 特殊勤務手当は、<u>月額により支給されるものにあつては条例第6条の規定を準用し、その月の給料に併せ支給し、日額又は1件の額により支給されるものにあつてはその月分を翌月の給料支給定日に支給する。</u>																																																					
別表	別表																																																					
<table><tr><th>名称</th><th>業務</th><th>基準</th><th>支給額</th></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">(3)福祉業務手当</td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>要措置児童の臨宅調査業務</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>(4)災害出勤手当</td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(5)収用執行手当</td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></table>	名称	業務	基準	支給額	(略)				(3)福祉業務手当	(略)			要措置児童の臨宅調査業務	(略)		(4)災害出勤手当	(略)			(5)収用執行手当	(略)			<table><tr><th>名称</th><th>業務</th><th>基準</th><th>支給額</th></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">(3)福祉業務手当</td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>要措置児童の臨宅調査業務</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>社会福祉に関する指導監督業務及び現業業務</td><td>従事した月1月につき</td><td>4, 000円</td></tr><tr><td></td><td>保育士の職で、その職に該当する業務</td><td>き</td><td>2, 000円</td></tr><tr><td>(4)保健業務手当</td><td>保健師、看護師及び栄養士の職で、その職に該当する業務</td><td>従事した月1月につき</td><td>2, 000円</td></tr><tr><td>(5)災害</td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></table>	名称	業務	基準	支給額	(略)				(3)福祉業務手当	(略)			要措置児童の臨宅調査業務	(略)		社会福祉に関する指導監督業務及び現業業務	従事した月1月につき	4, 000円		保育士の職で、その職に該当する業務	き	2, 000円	(4)保健業務手当	保健師、看護師及び栄養士の職で、その職に該当する業務	従事した月1月につき	2, 000円	(5)災害	(略)		
名称	業務	基準	支給額																																																			
(略)																																																						
(3)福祉業務手当	(略)																																																					
	要措置児童の臨宅調査業務	(略)																																																				
(4)災害出勤手当	(略)																																																					
(5)収用執行手当	(略)																																																					
名称	業務	基準	支給額																																																			
(略)																																																						
(3)福祉業務手当	(略)																																																					
	要措置児童の臨宅調査業務	(略)																																																				
	社会福祉に関する指導監督業務及び現業業務	従事した月1月につき	4, 000円																																																			
	保育士の職で、その職に該当する業務	き	2, 000円																																																			
(4)保健業務手当	保健師、看護師及び栄養士の職で、その職に該当する業務	従事した月1月につき	2, 000円																																																			
(5)災害	(略)																																																					

	出動手 当
	(6)収用 執行手 当

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日において第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例別表第1の職員給料表（以下「旧給料表」という。）の適用を受けていた職員のうち、次の表の左欄に掲げる旧給料表の職務の級及び号給を受けていた職員（次項において「旧号給職員」という。）の施行日以後における職務の級及び号給は、同表の左欄に掲げる旧給料表の職務の級及び号給の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例別表第1の職員給料表（以下「新給料表」という。）の職務の級及び号給とする。

旧給料表の職務の級及び号給	新給料表の職務の級及び号給
4級94号給から125号給まで	4級93号給
5級94号給から129号給まで	5級93号給
6級86号給から109号給まで	6級85号給
7級62号給から77号給まで	7級61号給
8級46号給から69号給まで	8級45号給

- 3 旧号給職員のうち、その者の受ける新給料表に定める給料月額が施行日の前日においてその者の受けていた旧給料表に定める給料月額に達しないものに対し、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 新給料表に定める定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の適用については、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間、次の表の上欄に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる給料月額とする。

単位 円

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
給料月額	192,700	220,200	260,200	279,600	294,700	320,100	361,800	394,900

令和5年2月17日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

職員の給与について、国の基準等に準じて改正したいので、地方公務員法第24条第5項並びに地方自治法第96条第1項第1号及び第204条第3項の規定により、この案を提出するものである。